

第22号 2001年9月

発行

神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市住宅局建築指導部建築調整課内
電話 (078)322-5610
企画・制作/(株)アドゲイン

建築協定だより・神戸

13年度事業計画案・予算案を承認

本協議会第12回総会開催される

7月14日(土)、三宮・センタープラザ西館で第12回神戸市建築協定地区連絡協議会総会が各協定地区運営委員長53名の参加のもと開催されました。



会長 冒頭、多田修造会長から国土交通大臣表彰受賞の紹介と、今後の協議会運営への協力要請の挨拶があった後、来賓として出席された神戸市住宅局の西川靖二局長から「建築協定は、市民の方が地域のまちづくりに積極的に係わる重要な制度の一つなので、広く情報交換されて、それぞれの地区の運営に役立てていただきたい。」と挨拶がありました。

その後、審議に入り、都市間交流会などの10周年事業などを行った12年度事業報告と1,590,108円の同決算報告を承認。新年度の役員選出のあと、研修会、地区間交流会などを内容とする13年度事業計画案と、1,630,000円の同予算案の提案があり、出席者全員の拍手で承認されました。

◇ 総会終了後、DIYアドバイザーの梁瀬純一先生による記念講演会が開かれ、「実践から学ぶ住まいのメンテナンス」と題して、約1時間にわたりお話を聞き

ました。

梁瀬先生からは自分ですることの意義として、体験してみても初めてわかることが多い。家の補修等は生活体験からの知恵をいかすことができる。固定概念がないので素人としての柔軟な発想ができ、別の方法を考えることができるなどと言われていました。

その後、具体的な事例を挙げてもらい、扉の蝶番のゆるみに対して、木工用ボンドを使用した例や、開き戸を引き戸にすることができた例などのお話を聞きました。

平成13年度の役員は次のとおりです

会長	多田 修造	北区惣山町地区
副会長	徳永 仰	北区山の街百合が丘住宅地地区
副会長	小川 平助	北区神戸南鈴蘭台住宅地区(その1~4)
副会長	絹川 正明	西区竹の台1丁目地区
会計	牛尾 宏	北区松が枝町地区
幹事	柏尾 政和	北区神戸北町大原1丁目地区
幹事	長谷川健二	北区松の宮団地地区
幹事	神吉 充朗	北区日生鈴蘭台ニュータウン第1地区
会計監査	高橋 祐一	東灘区御影山手4丁目東南地区
会計監査	松浦 昇	北区日生鈴蘭台ニュータウン第6地区

運営委員長研修会で

7月28日(土)、運営委員長研修会が神戸市勤労会館で各地区の運営委員長、運営委員49名が参加して開かれました。

まず最初に、多田会長から、「建築協定とは・建築協定の運営」と題して、建築協定全般について説明があった後、神戸市すまいの安心支援センターの遠藤部長より、ワンストップで住まいについてあらゆる相談に応じる同センターの業務の紹介がありました。

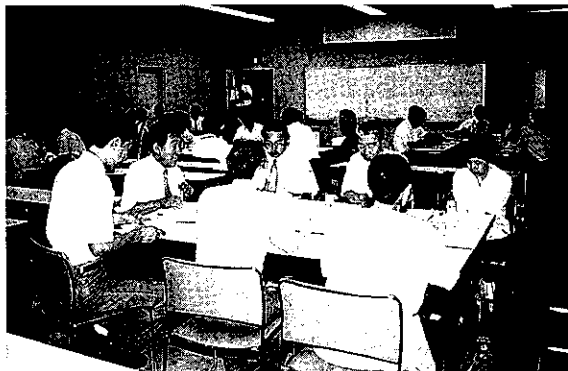
その後、グループによる情報交換会がもたれました。これは、今回の研修会の開催にあたり、役員会で検討を重ねて企画したもので、参加者が日頃もっている疑問点に、よりきめ細かく対応し、他地区との情報交換ができるようにと、希望のテーマに分かれ小人数での情報交換会を初めてもちました。

「建築協定の更新」などの4テーマ。内2テーマの希望者が多く、6グループに分かれ、1グループあたり、7、12名で話し合いが行われました。

「建築協定の更新」では、更新の時期が迫っているが、委員長が変わって間がない。今回の更新で衛星放送のアンテナの設置を認めるような内容に変更したい等の意見がでました。

「事前協議」では、実際にどこをどう

グループに分かれて活発に情報交換



更新手続や事前協議など希望テーマごとに分れて情報交換

審査すればいいのか勉強会等で認識を高める必要があるのではないかの意見がでました。

「自治会との連携」では、自治会費とは別に建築協定の会費として1000円を徴収している例が紹介されていました。

「新任委員長として」では、委員長だけで判断するのではなくて、役員が集まって合議のうえで判断したほうがよいと思う等の意見がでました。

情報交換会の時間は約1時間でしたが、参加者からは積極的に発言が続ぎ、他地区の情報を入手し、自地区の運営を見直す有意義な機会となりました。

建築協定によるまちづくり活動の功績を称えて

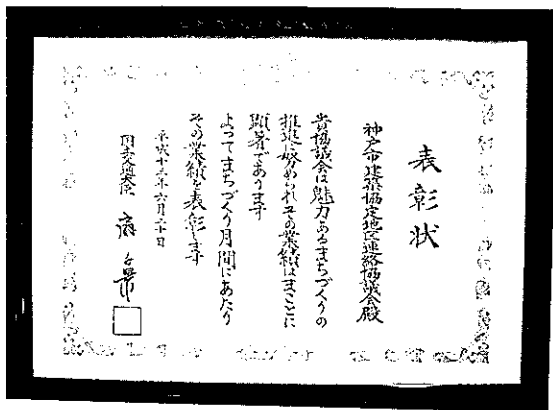
神戸市建築協定地区連絡協議会

まちづくり月間「国土交通大臣表彰」を受賞

このたび、神戸市建築協定地区連絡協議会は、設立後10年間の活動が評価され、国土交通大臣表彰を受賞しました。

これは、国土交通省が昭和58年より毎年6月を「まちづくり月間」と定め、魅力あるまちづくりに功績のあった個人又は団体を表彰しているもので、今年51団体が受賞し、6月20日、東京のイイノホールにおいて表彰式が執り行われました。

今回の表彰は、神戸市の推薦に基づき国土交通省内の審査委員会が審査を行い決定したもので、表彰理由は、「研修会、地区間交流会、会報紙の発行などを実施し、建築協定制度の継続・普及に貢献した。」というものです。



国土交通大臣による表彰状



銅板のレリーフをあしらった記念盾

表彰式には多田会長が出席し、国土交通省の青山技監から表彰状と記念の盾が送られました。

多田会長は「10年間の協議会活動が評価されたわけで大変うれしく思います。この表彰に恥じないよう今後とも各地区の運営委員長の方のご協力をいただきながら協議会の発展に努めてまいります。」と新たな決意を語っておられます。

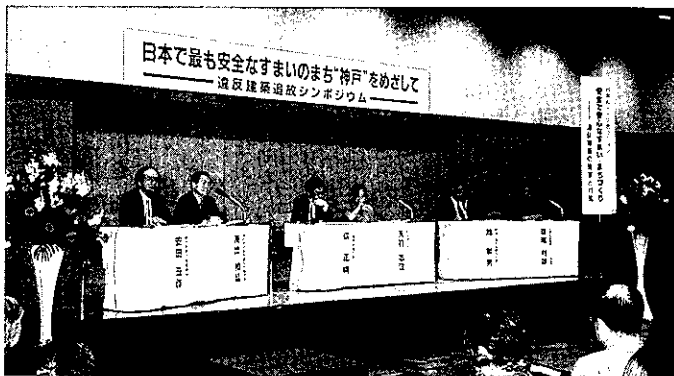
トピックス

日本で最も安全なすまいのまち”神戸”をめざして 違反建築追放シンポジウム

土の萩尾利雄氏、建築業者の岡繁男氏、主婦の天羽志江氏、弁護士の方正晴氏、南出和延住宅局

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、法律違反の建築や欠陥住宅をなくし「日本で最も安全なすまいのまち”神戸”」の実現をめざして、神戸市は5月19日に「違反建築追放シンポジウム」を開催しました。会場となった神戸海洋博物館館ホールには約240名の市民が参加しました。

違反対策室長をパネリストに迎え「安全で安心なすまいのまちづくり、違反建築の弊害と対策」をテーマに討論が行われました。各パネリストから「安全面の外、財産価値の面からも違反建築は追放すべき」「業界をあげて違反や手抜きを防止し、不適格業者の排除を進めていきたい」「市民の相談窓口となる



違反建築追放宣言が行われたシンポジウム (神戸海洋博物館)

基調講演では、伊藤和明防災情報機構理事(元NHK解説委員)が、「震災の教訓と防災まちづくり」をテーマに解説。「古い木造家屋に住んでいる方は一度耐震診断を行って欲しい。家屋の倒壊を防ぐことは、自分の生命と財産を守るだけでなく、地域の円滑な消火活動や救命活動を確保することにも繋がる。自分の身は自分で守ることが防災の基本で、自主的な防災が被害の軽減につながることを意識しなければならぬ」と訴えました。パネルディスカッションでは、安田丑作神戸大学教授をコーディネーターに、建築

宣言を表明。違反建築物を発生させないという市民、業界、行政の決意を示し、神戸が「日本で最も安全なすまいのまち」となるよう取り組んでいくことをアピールしました。

最後に西川靖一神戸市住宅局長が違反建築追放宣言を表明。違反建築物を発生させないという市民、業界、行政の決意を示し、神戸が「日本で最も安全なすまいのまち」となるよう取り組んでいくことをアピールしました。

わがまち 探訪

秋葉台地区(西区) 住民の約85%が賛成、 更新に向け活動中



神戸電鉄・木幡駅の南西部にある「秋葉台地区」は、現在833区画が建築協定に加入する美しく成熟した住宅街です。ここで建築協定が結ばれたのは平成3年12月、街が形成されてから約15年経てからのことでした。そのきっかけは宅建業者による土地の再分割、狭小な住宅街の造成問題です。ここでは多くの敷地が南と西に高いため日照権問題が発生しやすく、住みよい環境を守りたいという住民の意識が団結しました。



更新に向けて設けられた準備委員会の皆さん

その建築協定は今年、更新時期を迎えます。

通常、運営委員会は自治会の役員が兼任しますが、今年には運営委員会のなかに準備委員会を設置。更新に向けてさまざまな活動を展開しています。これまでアンケートを2回実施。1回目は、社会情勢や住民の年齢構成の変化を踏まえて現在の協定書を見直し、その要旨を一緒に配布。2回目はさらに具体的な内容で行い、結果85%の住民の賛成を得ました。反対意見や要望に対しては説明会を開き、ひとつひとつ対応。合意書に添付する印鑑証明への抵抗感もありましたが、同席した神戸市職員員の「個人の資産に制限を加えるものだけに、本当に同意している意思を示すために必要」という説明のもと協力が要請されました。そうしてまとめられた協定書の変更点は、若い人と一緒に住める町を目指し、二世帯住宅の建築条件を緩和する、150㎡未満の土地分割を認めないという条件付で分割を承認するなどです。

今後の課題は、「運営委員が1年ごとに代わるなかで経験の持続性をどう解決するか。そして運営委員会を自治会と別組織にすることで建築協定に関する情報を密にし、住民の環境に対する意識をさらに高めたい」と自治会長の北山さんと準備委員長の前越さん。秋葉台の街づくりは今後も前進することでしょう。

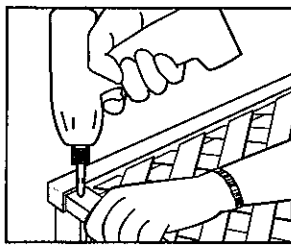
街並みおしゃれ アイデア

エアコンの室外機を 美しくデコレーション

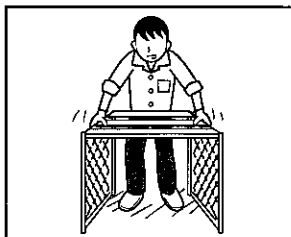
ラティスで明るく
ナチュラルな雰囲気
手入れが行き届いた庭に不似合いなのが
エアコンの室外機。とくに冬場あまり使わ
ないときに市販の室外機カバーをしている
と、なおさら殺風景に見えてしまいます。
そこで、隠すのではなく見せる工夫をして
みましょう。小道具はラティス。ラティスは
格子状のついたたてのようなもので、本来はつ
る性の植物をはわせるためのものです。素材
は木でナチュラル。しかも開放的で明るい雰
囲気を演出できることから、最近ではカーポ
ーの柵や塀、仕切りなどさまざまな用途に使
われています。大きさはいくつもの規格に合
わせて市販されていますので、室外機の寸法
を計り、それよりやや大きめのラティスを探
して、箱型に組み合せます。また、室外機
の規格に合わせたキットも販売されている
ので、それを利用するのも一案です。

ハンギングや
ペインティングで
彩りをアップ
用意するラティスは正面1枚、側面2枚。
そして天板となる上部の板。これは適当な
大きさに板を切るか、角材を接合させて作
ります。背面と底は必要ありません。
出来上がったラティスの室外機カバーに
は、草花をかけたハンギングや鉢をあしら
うとおしゃれです。また、ラティスそのも
のをいろいろな色のペンキで塗るのも楽し
いもの。
適当な大きさ
のラティスが見
つからない場合、
角材を組み合せ
て作ってみてく
ださい。

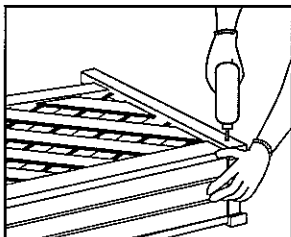
組み立て方



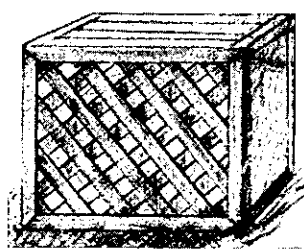
①天板となる上部の板と側面の板をドライバーと木ねじで取りつけます。



②立ててみて脚がぐらつかないか確認し、ぐらつくようなら脚の長さを調整します。



③正面の板を両側面の板に取りつけます。木ねじはすべて板に対して垂直にねじ込むのがコツです。



建築協定Q&A



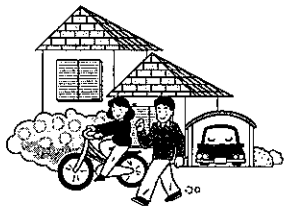
Q 建築協定の更新に際して印鑑登録証明書と不動産登記簿抄本はどうして提出しなければならないのでしょうか。何か別の方法は考えられないのでしょうか。



A 建築協定は財産権に対する規則を伴うもので、その法的な性格は「私法上の契約」です。契約に参加するかどうかは自らの意思によるものであり、その意思表示を合意書の提出により行うこととなります。印鑑登録証明書は権利者本人が合意していることを証明するため、不動産登記簿抄本は合意者がその土地の真の権利者であることを証明するために必要です。公的に証明するものとしてはこれらが絶対的なものであり、協定の有効性を証するものとして必要と考えています。

印鑑登録証明書の余白に「この証明書は建築協定参加の合意を証するために提出するものである」旨を、ボールペン等で記入していただいても結構です。

これらの書類は、運営委員会を通じて市に提出していただいています。また、提出時に返却希望の申し出があれば、市での審査終了後、代表者を通じてご本人に返却をしています。

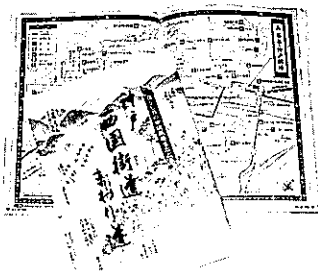


インフォメーション

西国街道を

歩いてみませんか

最近、ウォーキングがブームになっていますが、その中でも旧街道など、歴史にまつわる道を歩く方がとても増えています。神戸市内では旧街道の代表的なものに「西国街道」があります。



この西国街道は、神戸市内では東灘区から垂水区にかけて東西に通っていました。時代の移り変わりに伴い、周辺の街なみも変わっていますが、街道の周辺には、昔の雰囲気をはせる神社や仏閣をはじめ、道標などの資源が数多く残っています。これらをとると街道の在りし日の姿が思い浮かんでいきます。

西国街道の周辺の歴史的資源を楽しみながら散策できるパンフレット「神戸・西国街道まわり道」を神戸市都市計画局が発行しましたので、気軽に歩きながら神戸の魅力を身近に感じてみてはいかがでしょうか。

お問い合わせは

神戸市都市計画局アーバンデザイン室

☎078(322)5486

日本百景「長浜市(滋賀県)」

町おこしで再生、

秀吉ゆかりの城下町

滋賀県の北東部、中山道と北陸道を結ぶ北国街道を中心に開けた長浜市は、秀吉ゆかりの城下町。秀吉の居城跡・豊公園に建つ長浜城歴史博物館の展望台からは、四季折々の琵琶湖の風景を望め、眼下には黒壁、白壁の蔵、紅柄格子と昔ながらの商家が広がります。

そんな情緒あふれる長浜市を訪れる観光客はたくさんいますが、ほんの15、16年ほど前までは街の中心地から人の姿が消え、活気がなかったといえます。それが一気に町おこし気運が高まったのは大型商業施設「長浜楽市」の出店がきっかけとか。以来、市が黒子になり、民間主導型のまちづくりがすすめられていきました。

なかでも町おこし運動の象徴といえるのが「黒壁スクエア」。明治時代の銀行を完全復元したもので黒漆喰の壁が美しく、なかでは吹きガラス工程の見学など楽しめます。また庶民的な雰囲気漂う「ながはま御坊表参道」や、毎年10月には芸術イベント



情緒あふれる北国街道

「ART IN NAGAHAMA」、春には「長浜曳山まつり」などが行われ、歴史・文化を生かした多彩なイベントで魅力が放っています。

「新しく認可された地区の紹介」

平成12年10月以降、新しく認可された地区は次の4地区です。これで、市内の建築協定地区数は93地区になりました。

- ◎ハイライフ竹の台(2)地区(西区47区画) 平成13年3月27日認可
- ◎学園緑が丘(小束山5丁目)南地区(垂水区32区画) 平成13年5月21日認可
- ◎ガーデンハウス鹿の子台ハープの里第2地区(北区42区画) 平成13年9月7日認可
- ◎ガーデンハウス鹿の子台ハープの里第3地区(北区21区画) 平成13年9月7日認可

編集後記

爽やかな季節になりましたね。こんな日は運動靴にはきかえて、ウォーキングを楽しみたいものです。ウォーキングは誰でも気軽にできるエクササイズ。効率よく脂肪を燃やしてくれるだけでなく、心肺機能を高め、脳を活性化させ、ストレスを解消してくれるなどカラダにいいことがいっぱいあります。とくに今は自然の移り変わりが美しい季節。見慣れた街が新鮮に見えたり、自分の街の良さに感心することがあるかもしれません。

さて、今号は皆さんの活発な活動をご紹介します。その成果が認められるなど嬉しいニュースがありました。これを刺激に、さらに街づくりの輪がひろがればと願っております。